

令和6年7月9日からの大雨水害による織機健保の対応のお知らせ

豊田自動織機健康保険組合

今回の地震により被災された方には心よりお見舞い申し上げます。

被災された方の医療機関の受診、保険料の支払い等につき、以下のとおり対応しますのでお知らせいたします。

1.適用対象となる方

次の(1)および(2)のいずれにも該当する方

- (1) 令和6年7月9日の大雨に係る災害救助法の適用市町村(別紙1参照)にお住まいの方
(一時居住の方も含む)
- (2) 今回の大雨で被災された方、または緊急避難された方

2.対応

1) 医療機関での受診

(1)現金等の持ち合わせがない場合

- ① 医療機関にその旨を伝えて受診や調剤をしてもらってください
- ② 当日の窓口負担額(自己負担額)はゼロとなりますが、この分については後日、健保組合から直接、被保険者へ請求させていただく予定です

(2)保険証を紛失した場合

- ① 織機健保の組合員である旨と、氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、被保険者の勤務する事業所(会社名)を医療機関に伝えてください。
また身分証明に類するものがあれば提示してください
- ② 並行して、健保組合へ保険証の再発行申請をしてください

2) 保険給付費の申請

給付費等の申請は特に変更はありませんので、通常と同様に行ってください

3) 任意継続保険料の納付

被災した任意継続被保険者の方が保険料納入の期限に納付できない場合は、その旨を健保組合へ申請してください

3.その他

被災時の健康保険に関する判断は健保組合に委ねられている部分が多いため、**不明点等がある場合は健保組合へ相談**してください。

【 問合せ先電話番号 : 0566-21-7784 】

以 上

適用市町村：以下の内閣府通知の地域
(令和6年7月10日付け内閣府通知)



7月10日16時30分公表

令和6年7月10日
内閣府政策統括官(防災担当)

令和6年7月9日からの大雨災害 にかかる災害救助法の適用について

1. 災害の概要

令和6年7月9日から的大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、島根県は1市に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【島根県】 出雲市 (いづもし)	7月9日	令和6年7月9日から的大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置 等

本件問合せ先
内閣府政策統括官(防災担当) 付
参事官(被災者生活再建担当) 付
阿部、新野、伊藤
TEL 03-5253-2111(内線51276)
03-3503-9394(直通)

災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応するための法律である。

■ 災害が発生した場合の対応



■ 災害が発生するおそれがある場合の対応



1. 制度概要

- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「法定受託事務」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において現に救助を必要とする者に行う。（法第2条第2項）
 - ① 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
 - ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第1条第1項第4号）
- (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。（法第2条第2項）

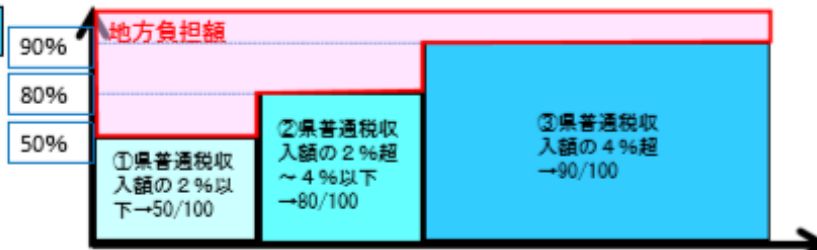
		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体（基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	救助の実施主体（法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体（法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可（法13条1項）
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50（残りは国が負担）（法21条）

2. 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 避難所の設置（S22～）	(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（S22～）	(9) 学用品の給与（S22～）
(2) 応急仮設住宅の給与（S28～）	(6) 医療及び助産（S22～）	(10) 埋葬（S22～）
(3) 炊き出しその他による食品の給与（S22～）	(7) 被災者の救出（S28～）	(11) 死体の捜索・処理（S34～）
(4) 飲料水の供給（S28～）	(8) 住宅の応急修理（S28～）	(12) 障害物の除去（S34～）

- **一般基準**：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。（※平成25年内閣府告示第228号）
- **特別基準**：一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準（※）を定めることができる。（※令第3条第2項）

3. 国庫負担



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
 国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円